合併につき株券等提出公告

当社は、三菱ＵＦＪスタッフサービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

エム・ユー厚生サービス株式会社

代表取締役　吉田　和史

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＫＯＤＡＭＡと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年八月十一日

広島市安佐南区祇園一丁目二八番一〇号

広島北研水質管理株式会社

代表取締役　星野　照晃

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である泉山美登里が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十一日

東京都荒川区西日暮里六丁目一〇番一四号

YUSHIN SPRING PTE, Ltd

日本における代表者　泉山美登里

限定承認公告

本籍山梨県南都留郡富士河口湖町船津三七一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　古屋　高幸

右被相続人は平成二十六年四月二十三日死亡しその相続人は平成二十六年七月二十二日甲府家庭裁判所都留支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十一日

山梨県南都留郡富士河口湖町船津三七一三番地

限定承認者　古屋　好子

限定承認公告

本籍京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町三一八番地、最後の住所京都市伏見区中山田町五四番地五府営住宅小栗栖西団地三六―五〇五

被相続人　亡　月泉　修一

右被相続人は平成二十六年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十六年八月一日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十一日

京都市伏見区羽束師古川町六四七番地の三

府営住宅羽束師団地一棟五〇二号

相続財産管理人　小倉　雅孝

任意清算公告

当社は、平成二十六年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十一日

大阪府泉大津市豊中八八七番地の一

合資会社万事和

代表社員　王　暁軍

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000229/72g4/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

川島2特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000197/uv0y/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

神戸特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000353/shxk/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

兵庫川西特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000370/ih1i/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

尼崎3特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000209/m5t3/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

東扇島1特定目的会社

取締役　稲田　秀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十三億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000356/ypyi/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

海老名特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000192/ghrb/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

船橋6特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000369/y5rm/

平成二十六年八月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

富谷3特定目的会社

取締役　稲田　秀

正誤

ページ	段	行	誤	正
四一	上	表中	平成二十六年十月三十一日	平成二十六年十月三十一日
〃	〃	〃	平成二十七年十月三十一日	平成二十七年十月三十一日
〃	〃	〃	平成二十八年十月三十一日	平成二十八年十月三十一日
〃	〃	〃	平成二十九年十月三十一日	平成二十九年十月三十一日

（原稿誤り）

国土交通省告示第四百号（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十一日付第一七八号四月二十日付衆会第二五号七

○ページ●同日付政府調達第一四九号六四ページ●五二ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）